

第9回教育委員会臨時会 案件表

○ 日 時

令和2年4月27日（月）

○ 議 題

1 議 案

- (1) 議案第34号 令和2年度練馬区立小学校、中学校および小中一貫教育校の臨時休業について (資料1)
- (2) 議案第35号 令和2年度練馬区立図書館の臨時休館について (資料2)
- (3) 議案第36号 令和2年度練馬区立青少年館の臨時休館について (資料3)

議案第 3 4 号

令和 2 年度練馬区立小学校、中学校および小中一貫教育校の臨時休業について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 4 月 2 7 日

提出者 教育長 河 口 浩

令和 2 年度練馬区立小学校、中学校および小中一貫教育校の臨時休業について

このことについて、別紙のとおり設定するものとする。

令和 2 年 4 月 27 日
教育振興部教育総務課

令和 2 年度練馬区立小学校、中学校および小中一貫教育校の臨時休業について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、練馬区立学校の管理運営に関する規則第 4 条に基づき、以下のとおり区立小学校、中学校および小中一貫教育校の臨時休業日を設定する。

1 臨時休業日

令和 2 年 5 月 7 日（木）、令和 2 年 5 月 8 日（金）

2 周知方法

練馬区ホームページ、練馬区緊急一斉メール、各学校通知により周知

3 練馬区の対応

参考資料 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（令和 2 年 4 月 27 日）

令和2年4月27日
練馬区

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

練馬区は、国の緊急事態宣言、東京都の緊急事態措置を踏まえ、5月6日までの間の区立施設の利用制限や区主催イベントの延期・中止についてお知らせしているところです。5月7日以降の区の対応については、緊急事態宣言等の動向を踏まえる必要があります。

こうした中、東京都教育委員会は、都立学校について5月7日、8日は児童生徒を登校させない日とし、区立学校についても同様の対応とすることを要請しました。

そこで区は、その他の施設を含め、5月10日まで、以下のとおり対応します。5月11日以降の対応は、後日発出される緊急事態宣言等を踏まえ、決定します。

1 基本的な考え方

- ①区民の命と健康を守るため、区民の皆様に徹底した外出自粛を要請するとともに、区として感染拡大の防止に最大限の努力をします。
合わせて区民生活への影響を出来る限り少なくするよう努めます。
- ②区民の皆様へ、感染リスクが高まる3つの要素（①密閉空間、②人の密集、③近距離での会話や発声）が重ならない配慮を、引き続きお願いします。
- ③区民の皆様への注意喚起につながることから、区内における患者発生に関する情報を、個人情報保護に十分配慮した上で公表します。

2 具体的な対応策（5月10日まで）

【子どもの施設】

- ①区立小中学校、区立幼稚園は引き続き臨時休業します。
- ②ぴよぴよ（子育ての広場）、児童館は引き続き休館します。
- ③保育所等保育施設、学童クラブは、これまでどおり感染防止対策を講じた上で運営します。感染を最大限予防するため、保護者の皆様に登園（室）の自粛を強くお願いします。

【高齢者・障害者の施設】

- ④敬老館、はつらつセンターは引き続き休館します。
- ⑤デイサービスセンターや、福祉園・福祉作業所等の障害者福祉施設は、これまでどおり感染防止対策を講じた上で運営を継続します。

【その他の区立施設】

- ⑥練馬文化センター、美術館、図書館等の文化・生涯学習施設、スポーツ施設、地区区民館や地域集会所等の集会施設などは引き続き休館します。

【イベント】

- ⑦区が主催するイベントは、引き続き中止または延期します。

3 区民の皆様へのお願い

- 爆発的な感染拡大を防ぐには、人と人との接触を7～8割減らすことが目標となります。
- 自分を守るため、大切な人を守るため、そして社会を守るため、自宅でお過ごしください。
食料品や医薬品などの生活必需品の購入や病院への通院などは、外出自粛要請の対象外です。
- 特に大型連休中は、不要不急の帰省や旅行などは避けてください。

議案第 35 号

令和 2 年度練馬区立図書館の臨時休館について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 4 月 27 日

提出者 教育長 河 口 浩

令和 2 年度練馬区立図書館の臨時休館について

このことについて、別紙のとおり設定するものとする。

令和2年4月27日
教育振興部光が丘図書館

令和2年度練馬区立図書館の臨時休館について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、練馬区立図書館条例第4条第1項に基づき、以下のとおり区立図書館の臨時休館日を設定する。

1 臨時休館日

令和2年5月7日（木）から令和2年5月10日（日）まで

2 周知方法

練馬区ホームページ、図書館ホームページ、館内ポスター掲示等により周知

3 練馬区の対応

参考資料 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（令和2年4月27日）

令和2年4月27日
練馬区

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

練馬区は、国の緊急事態宣言、東京都の緊急事態措置を踏まえ、5月6日までの間の区立施設の利用制限や区主催イベントの延期・中止についてお知らせしているところです。5月7日以降の区の対応については、緊急事態宣言等の動向を踏まえる必要があります。

こうした中、東京都教育委員会は、都立学校について5月7日、8日は児童生徒を登校させない日とし、区立学校についても同様の対応とすることを要請しました。

そこで区は、その他の施設を含め、5月10日まで、以下のとおり対応します。5月11日以降の対応は、後日発出される緊急事態宣言等を踏まえ、決定します。

1 基本的な考え方

- ①区民の命と健康を守るため、区民の皆様に徹底した外出自粛を要請するとともに、区として感染拡大の防止に最大限の努力をします。
合わせて区民生活への影響を出来る限り少なくするよう努めます。
- ②区民の皆様に、感染リスクが高まる3つの要素（①密閉空間、②人の密集、③近距離での会話や発声）が重ならない配慮を、引き続きお願いします。
- ③区民の皆様への注意喚起につながることから、区内における患者発生に関する情報を、個人情報保護に十分配慮した上で公表します。

2 具体的な対応策（5月10日まで）

【子どもの施設】

- ①区立小中学校、区立幼稚園は引き続き臨時休業します。
- ②ぴよぴよ（子育ての広場）、児童館は引き続き休館します。
- ③保育所等保育施設、学童クラブは、これまでどおり感染防止対策を講じた上で運営します。感染を最大限予防するため、保護者の皆様に登園（室）の自粛を強くお願いします。

【高齢者・障害者の施設】

- ④敬老館、はつらつセンターは引き続き休館します。
- ⑤デイサービスセンターや、福祉園・福祉作業所等の障害者福祉施設は、これまでどおり感染防止対策を講じた上で運営を継続します。

【その他の区立施設】

- ⑥練馬文化センター、美術館、図書館等の文化・生涯学習施設、スポーツ施設、地区区民館や地域集会所等の集会施設などは引き続き休館します。

【イベント】

- ⑦区が主催するイベントは、引き続き中止または延期します。

3 区民の皆様へのお願い

- 爆発的な感染拡大を防ぐには、人と人との接触を7～8割減らすことが目標となります。
- 自分を守るため、大切な人を守るため、そして社会を守るため、自宅でお過ごしください。
食料品や医薬品などの生活必需品の購入や病院への通院などは、外出自粛要請の対象外です。
- 特に大型連休中は、不要不急の帰省や旅行などは避けてください。

議案第 36 号

令和 2 年度練馬区立青少年館の臨時休館について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 4 月 27 日

提出者 教育長 河 口 浩

令和 2 年度練馬区立青少年館の臨時休館について

このことについて、別紙のとおり設定するものとする。

令和 2 年 4 月 27 日
こども家庭部青少年課

令和 2 年度練馬区立青少年館の臨時休館について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、練馬区立青少年館条例第 5 条第 1 項に基づき、以下のとおり区立青少年館の臨時休館日を設定する。

1 臨時休館日

令和 2 年 5 月 8 日（金）から令和 2 年 5 月 10 日（日）まで

2 周知方法

練馬区ホームページ、青少年館ホームページ、館内ポスター掲示等により周知

3 練馬区の対応

参考資料 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針（令和 2 年 4 月 27 日）

令和2年4月27日
練馬区

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

練馬区は、国の緊急事態宣言、東京都の緊急事態措置を踏まえ、5月6日までの間の区立施設の利用制限や区主催イベントの延期・中止についてお知らせしているところです。5月7日以降の区への対応については、緊急事態宣言等の動向を踏まえる必要があります。

こうした中、東京都教育委員会は、都立学校について5月7日、8日は児童生徒を登校させない日とし、区立学校についても同様の対応とすることを要請しました。

そこで区は、その他の施設を含め、5月10日まで、以下のとおり対応します。5月11日以降の対応は、後日発出される緊急事態宣言等を踏まえ、決定します。

1 基本的な考え方

- ①区民の命と健康を守るため、区民の皆様に徹底した外出自粛を要請するとともに、区として感染拡大の防止に最大限の努力をします。
合わせて区民生活への影響を出来る限り少なくするよう努めます。
- ②区民の皆様へ、感染リスクが高まる3つの要素（①密閉空間、②人の密集、③近距離での会話や発声）が重ならない配慮を、引き続きお願いします。
- ③区民の皆様への注意喚起につながることから、区内における患者発生に関する情報を、個人情報保護に十分配慮した上で公表します。

2 具体的な対応策（5月10日まで）

【子どもの施設】

- ①区立小中学校、区立幼稚園は引き続き臨時休業します。
- ②ぴよぴよ（子育ての広場）、児童館は引き続き休館します。
- ③保育所等保育施設、学童クラブは、これまでどおり感染防止対策を講じた上で運営します。感染を最大限予防するため、保護者の皆様に登園（室）の自粛を強くお願いします。

【高齢者・障害者の施設】

- ④敬老館、はつらつセンターは引き続き休館します。
- ⑤デイサービスセンターや、福祉園・福祉作業所等の障害者福祉施設は、これまでどおり感染防止対策を講じた上で運営を継続します。

【その他の区立施設】

- ⑥練馬文化センター、美術館、図書館等の文化・生涯学習施設、スポーツ施設、地区区民館や地域集会所等の集会施設などは引き続き休館します。

【イベント】

- ⑦区が主催するイベントは、引き続き中止または延期します。

3 区民の皆様へのお願い

- 爆発的な感染拡大を防ぐには、人と人との接触を7～8割減らすことが目標となります。
- 自分を守るため、大切な人を守るため、そして社会を守るため、自宅でお過ごしください。
食料品や医薬品などの生活必需品の購入や病院への通院などは、外出自粛要請の対象外です。
- 特に大型連休中は、不要不急の帰省や旅行などは避けてください。